

諮詢序：独立行政法人経済産業研究所

諮詢日：令和5年3月14日（令和5年（独情）諮詢第46号）

答申日：令和5年7月31日（令和5年度（独情）答申第43号）

事件名：特定のセミナーのために出席者等とやり取りした文書の不開示決定  
(不存在)に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

2021年12月27日にアップされたYOUTUBEにおいて次の括弧書の企画内容が記載されているが、この企画のためにRIETIと各出席者及び編集者との間でなされたやりとりに関する文書「未来をシサクするデザイン経営 講演5 特定個人 2021.12.17」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月14日付け令和4・9・12独経研第5号により独立行政法人経済産業研究所（以下「RIETI」、「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分は、不当かつ違法である。まず、出席者に対する出席の依頼書や編集者との編集のやりとりに関する文書は、常識的に考えて存在しているはずなので開示していただきたい。「2021年、特定会社により行われましたセミナー、未来をシサクする「デザイン経営」の講演内容のアーカイブです。」とあるので、特定会社とのやりとりに関する文書も開示していただきたい。「2021年度は計6回を予定しており、終了後順次アップロードします。」とあるので、計6回分のセミナーの記録も開示していただきたい。

### 第3 謝罪の説明の要旨

#### 1 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和4年8月15日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月18日付けでこれを受け付けた。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書として特定すべき法人

文書を作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、令和4年9月14日付け令和4・9・12独経研第5号をもって、これを不開示とする原処分を行った。

- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、令和4年10月19日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消すべきである旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。なお、審査請求人が記載した審査請求書の日付にもかかわらず、当該審査請求書は消印が令和4年12月15日付けの封筒で送達されており、諮問庁に審査請求書が到着したのは、令和4年12月19日であった。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められ、原処分維持が適当と考えるため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、法19条1項の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

## 2 審査請求に係る法人文書

本件対象文書は、特定会社が、特定個人（令和3年7月2日から令和4年6月15日まで上席研究員としてR I E T I に在籍）に対し、講演を依頼した際の関係文書（やりとりに関する文書）である。

## 3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、作成も取得もしておらず保有していないため、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とする原処分を行った。

## 4 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消すべきである旨の決定を求めているところ、R I E T I における本件対象文書保有の有無に関する具体的な検討は次のとおりである。
- (2) R I E T I では、本件開示請求を受け、令和4年6月15日付けR I E T I 上席研究員を辞職していた特定個人に対し、特定会社からの講演依頼について照会したところ、本依頼は特定会社が特定個人に直接依頼したものであり、R I E T I に依頼はなかったことが確認できた。その後のやりとりも、特定個人が個人的に行い、他のR I E T I 職員は関わっていなかったことが確認できた。審査請求人による情報公開に係る講演（以下「本件セミナー」という。）は、R I E T I が契約を行ったり、受託や依頼を受けたりしたものではなく、特定個人がR I E T I に在職する以前の経済産業省や特許庁における経験を踏まえながら特定分野の専門家の立場から研究者個人として講演を行ったものである。R I E T I においては、学術研究の根源的な価値は研究者の知的探究心や自

由な発想に基づく独創性が担っているとの考え方から、個々の研究者による自主的・自律的な研究活動が展開されていることが基本となっている。本件講演も研究活動の成果普及のためのものであり、研究活動の一環として研究者の裁量で判断すべきことであり、その連絡の記録（本件開示請求で言及されているやりとりがあったとすれば、それを含む。）についても、研究者自らが管理するもので、R I E T I が組織として関与するものではない。また、R I E T I では、特定個人からこうした連絡の記録の文書の提出を受けたという事実はない。

- (3) 本件審査請求を受けて、改めて本件開示請求の対象として特定すべき文書の探索を執務室や電子メール等について行ったが、その保有は確認されなかった。例えば、特定個人は既に辞職しているため、特定個人の電子メールは削除され、研究のために研究者個人として保有していた文書も何ら残置されていないことを確認した。さらに、念のためR I E T I の各部署職員に再度確認したところ、本件に関する電子メールは誰も受信しておらず、その他の関連文書も取得していなかった。
- (4) したがって、R I E T I では、本件開示請求の対象として特定すべき文書を作成も取得もしておらず保有していないため、これを不存在により不開示とした原処分は妥当である。

## 5 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとした。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月14日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月23日 審議
- ④ 同年7月25日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件セミナーのためにR I E T I と各出席者及び編集者との間でなされたやり取りに関する文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件セミナーは、R I E T I が開催したものではなく、特定会社が開催したものであり、特定個人は、研究者個人の立場から本件セミナーにおいて講演を行っている。R I E T I では、利害関係者からの有償の講演依頼を除き、役職員が講演を行うことに制限を設けておらず、理事長等の承認も要さない。R I E T I は、本件セミナーにおける特定個人の講演に関与しておらず、特定会社と本件セミナーに関して文書をやり取りしていない。

イ 仮に特定会社からの連絡が、特定個人の当時のR I E T I メールアカウントに行われていた場合には、特定会社と特定個人のやり取りのメールがR I E T I に存在する可能性がある。しかし、特定個人は、令和4年6月15日にR I E T I を退職しており、R I E T I では、研究員が退職した場合、退職日の翌日に当該研究員のメールアカウントを削除する運用をしているため、本件開示請求時点では本件対象文書に該当する文書の存在を確認することができなかった。

ウ また、特定個人以外のR I E T I 役職員が本件セミナーに関する連絡を特定会社から直接又は間接的に受け取っていた可能性も考慮し、R I E T I の各部署職員にも確認したが、本件セミナーに関する電子メールは誰も受信しておらず、その他の関連文書も取得していなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして特定会社のウェブサイトを確認させたところ、特定会社が本件セミナーを開催していることが認められる。

そうすると、R I E T I は本件セミナーにおける特定個人の講演に関与しておらず、本件対象文書を作成も取得もしていないため、保有していないとの上記第3の4及び上記(1)の諮詢序の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。上記第3の4(3)の探索の範囲等についても、特段の問題があるとは認められない。

したがって、R I E T I において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、R I E T I において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美